

2019 November

11

No.837

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL: 0952-26-3171 FAX: 0952-26-3377

URL: <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■東与賀町

今月の記事

●日本年金機構

- ・年間平均額により随時改定を届出することができます…………… 2
- ・養育期間標準報酬月額特例申出書について…………… 3

●全国健康保険協会 佐賀支部

- ・退職後の健康保険のご案内…………… 4～5

●佐賀県社会保険協会

- ・11月開催社会保険事務講習会のご案内…………… 6
- ・2019年4月から働き方改革関連法が順次施行されています…………… 7
- ・年金相談窓口開設等…………… 8
- ・一般的な年金相談に関するお問い合わせは…………… 8

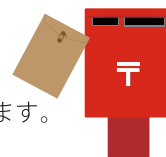
適用関係届書
送付先

日本年金機構 福岡広域事務センター 厚生年金適用グループ

〒812-8579 福岡県福岡市博多区榎田1-2-55 AP 榎田ビル

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



年間平均額により 随時改定を届出することができます

平成30年10月改定以降(固定的賃金の変動が平成30年7月以降)の随時改定について、一定の要件に該当する場合、従業員の同意を得た上で、年間平均額による随時改定の届出をすることができます。

年間平均による随時改定の対象となる場合

下記(2)の差が、業務の性質上例年発生することが見込まれ、かつ、報酬月額の変動(※)も、業務の性質上例年発生することが見込まれることが前提であり、また、被保険者が同意していることが必要となり、そのうえで、次の全てを満たした場合に、年間平均による随時改定の対象となります。

※固定的賃金の増加(減少)も、例年発生していること(定期昇給など)が条件となります。

例えば、定期昇給とは別の単年度のみの特別な昇給による改定、例年発生しないが業務の一時的な繁忙と昇給時期との重複による改定や、転居に伴う通勤手当の支給による改定等は、年間平均による随時改定の対象外です。

要件

(1) 現在の標準報酬月額と通常の随時改定による標準報酬月額(昇給(降給)月以後の継続した3か月間の報酬の平均から算出した標準報酬月額)との間に2等級以上の差がある。

(2) また、次の①と②との間に2等級以上の差がある。

① 通常の随時改定による標準報酬月額

② 昇給(降給)月以後の継続した3か月の間に受けた固定的賃金の月平均額に、昇給(降給)月前の継続した9か月及び昇給(降給)月以後の継続した3か月間の間に受けた非固定的賃金の月平均額を加えた額から算出した標準報酬月額(年間平均額から算出した標準報酬月額)

(3) 現在の標準報酬月額と年間平均額から算出した標準報酬月額との間に1等級以上の差があること。

提出書類

- (1) 健康保険・厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届 厚生年金保険70歳以上被用者月額変更届・「⑮備考」欄の「6. その他」を○で囲み、「年間平均」と記入してください。また、下記(2)の様式2に記入した「年間平均」の額を「⑮修正平均額」欄に記入してください。
- (2) 上記(1)の届書に(様式1)及び(様式2)を作成して必ず添付してください。
 - ・(様式1)「年間報酬の平均で算定することの申立書(随時改定用)」
 - ・(様式2)「健康保険 厚生年金保険 被保険者報酬月額変更届・保険者算定申立に係る例年の状況、標準報酬月額の比較及び被保険者の同意等(随時改定用)」

お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所適用調査課 TEL0952-31-4191
- 唐津年金事務所適用調査課 TEL0955-72-5161
- 武雄年金事務所適用調査課 TEL0954-23-0121

養育期間標準報酬月額特例申出書について

3歳未満の子を養育する被保険者または被保険者であった方で、養育期間中の各月の標準報酬月額が養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る場合、被保険者からの申し出により事業主が年金事務所へ「養育期間標準報酬月額特例申出書」を提出することにより、従前の標準報酬月額により年金額を計算する特例措置が受けられます。

なお、老齢厚生年金等を計算する際は養育期間前の(高い)標準報酬月額を使用しますが、厚生年金保険料は実際の(低い)標準報酬で計算されます。

◆特例措置の適用期間

特例措置の適用期間は、子を養育することとなった日の属する月から次の①～⑥のいずれかに該当する日の翌日の属する月の前月までの各月のうち、養育開始月の前月の標準報酬月額を下回る期間です。

- ① 子が3歳に達したとき
- ② 資格喪失したとき
- ③ 申し出に係る子以外の子について養育特例措置を受けるとき
- ④ 子が死亡したとき、または養育しなくなったとき
- ⑤ 育児休業等を開始したとき
- ⑥ 産前産後休業を開始したとき



詳しくは、年金事務所・厚生年金適用調査課にお問い合わせください。



お問い合わせ先

- | | |
|-------------------|------------------|
| ●佐賀年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0952-31-4191 |
| ●唐津年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0955-72-5161 |
| ●武雄年金事務所厚生年金適用調査課 | TEL 0954-23-0121 |

社会保険料は納付期限内に納付しましょう。
令和元年11月分保険料の納付期限は令和2年1月6日(月)です。

退職後の健康保険のご案内

在職時の保険証が使用できるのは退職日までです。退職後、ご本人で新たな健康保険への加入手続きが必要です。

「協会けんぽの任意継続」希望の場合は下記内容を確認のうえ、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」をご提出ください。申請書はホームページからも印刷可能です。

Q1 退職後の健康保険にはどのようなものがありますか？

A	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険	ご家族の健康保険 (被扶養者)
手続き先	お住まいの協会けんぽ 都道府県支部	お住まいの市区町村の 国民健康保険窓口	ご家族の勤務先
加入条件	・退職日までに被保険者期間 が継続して 2ヶ月以上 あること ・退職日の翌日から 20日以内 に 手続きを行うこと(郵送の場合 は必着)	お住まいの市区町村の 国民健康保険担当課に お問い合わせください。	扶養の条件を満たしてい る必要がありますので、 ご家族の勤務先 にお問 い合わせください。

Q2 任意継続の保険料と国民健康保険の保険料はどちらが安いですか？

A 保険料の算出方法が異なります。必ず双方の保険料を比較していただき、加入先をご検討ください。
※国民健康保険の保険料はお住まいの市区町村の窓口でご確認ください。

加入先	協会けんぽの任意継続保険	国民健康保険
保険料の 算出方法	退職時の標準報酬月額に保険料率を乗じて決定 ※標準報酬月額30万円が上限 $\begin{array}{ c } \hline \text{退職時の} \\ \text{標準報酬月額} \\ \text{(上限30万円)} \\ \hline \end{array} \times \begin{array}{ c } \hline \text{お住まいの} \\ \text{都道府県保険料率} \\ \text{(改定の場合あり)} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{ c } \hline \text{保険料} \\ \hline \end{array}$ 保険料の減免制度はありません ・退職後は事業主分の負担が発生するため、退職時の2倍が目安となります(上限額、加入先支部変更により一致しない場合があります) ・40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者に該当する方は、介護保険料が加わります。	前年の所得や世帯人数などに応じて決定され、毎年見直しが行われます 保険料の減免制度があります ※保険料減免対象者 ・倒産・解雇などにより失職した方(特定受給資格者) ・雇止めなどにより離職された方(特定理由離職者) 対象者は任意継続よりも保険料が安くなる場合があります。

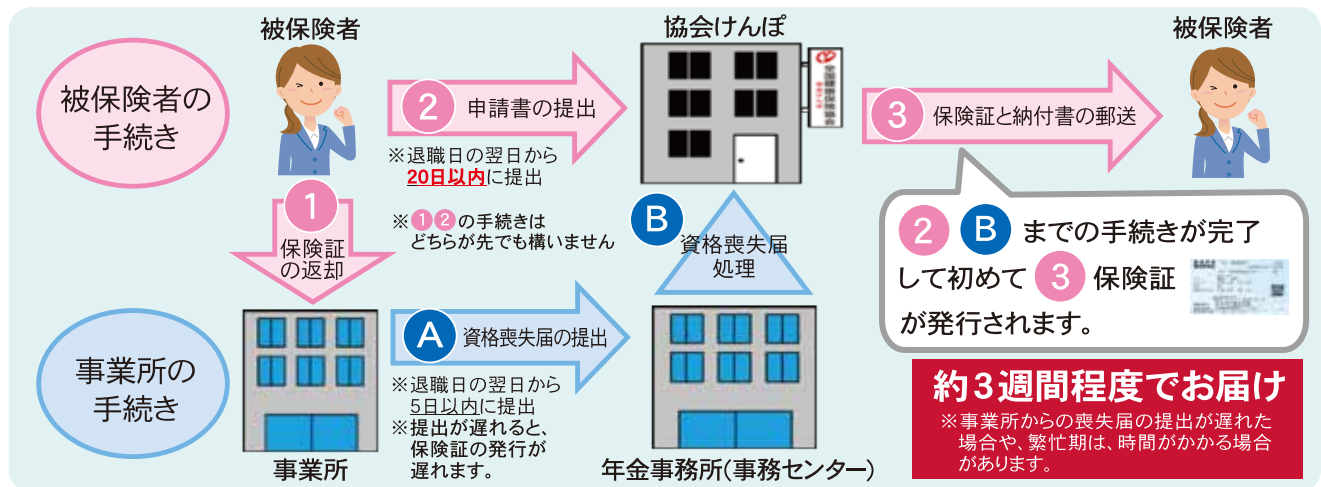
※ ご家族の健康保険(被扶養者)に加入した場合の保険料の負担はありません。



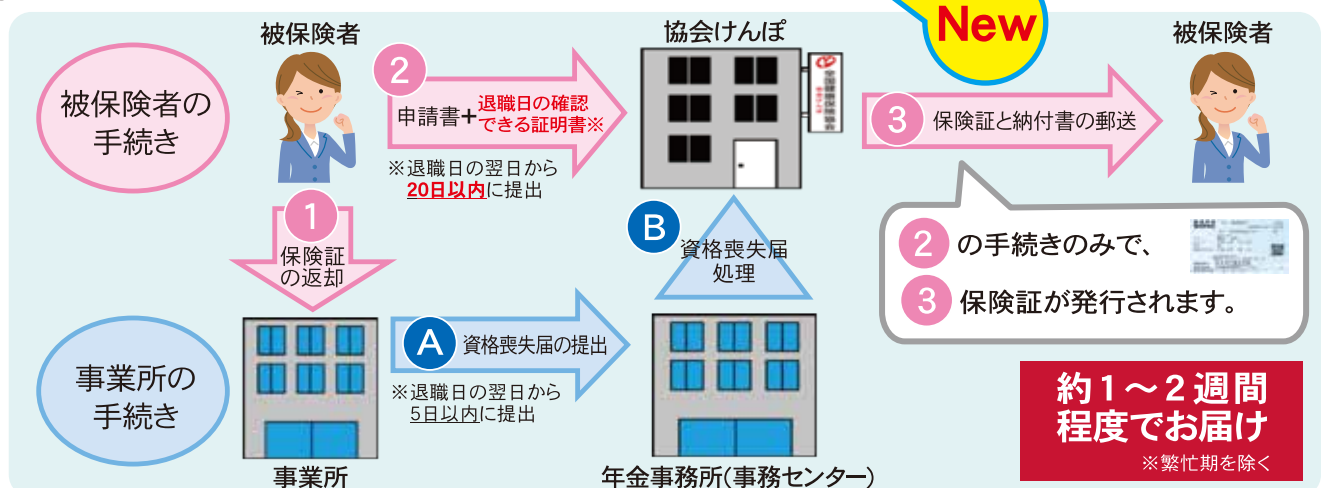
Q3 任意継続の保険証はいつ頃届きますか？

A 任意継続の保険証の発行までの流れは2パターンあります。

① 日本年金機構での「資格喪失届」の処理完了後に保険証の発行



② 申請書を協会けんぽに提出する際、「退職日の確認できる証明書」を添付



※「退職日の確認できる証明書」とは？

事業主が証明した退職証明書(写)、雇用保険被保険者離職票(写)、資格喪失届(写)

※上記以外でも資格喪失の事実が確認でき、事業主または公的機関の証明印が押されていれば証明書としてご利用いただけます。

佐賀支部スコアングレポート

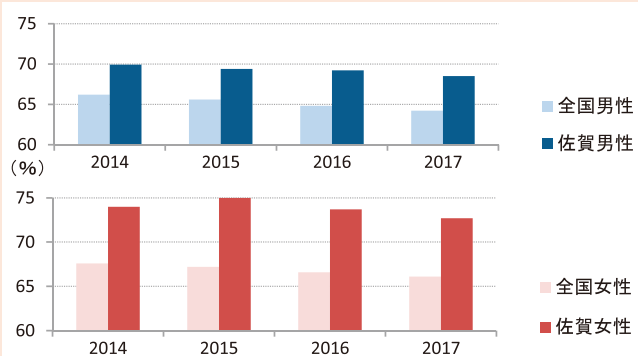
生活習慣に関するデータ(運動習慣編)

今回は「1日1時間以上の歩行を実施していない者の割合」について、男女別に、佐賀支部と全国を比較したグラフを表示しています。

男女ともに全国平均に比べて数値が高く、特に女性が歩行習慣が少ない結果となっています。

通勤時に一駅分歩いてみたり、近所には歩いて買い物に行ってみるなど身近なことから始めてみてはいかがでしょうか。

図 1日1時間以上の歩行を実施していない者の割合



資料:「特定健診、特定保健指導分析データ分析報告書」



メルマガのご登録はこちらから!
役立つ情報が満載です!





2019
年度
11月開催

社会保険事務講習会のご案内

『出産・育児・介護に関する講習』

これからの女性の活躍をサポートする出産・育児・介護休業などの充実した社会保障制度について講習を行います。

地 区	2019 年	会 場
佐賀会場	11月 6日(水)	アバンセ (佐賀市天神3-2-11)
武雄会場	11月 7日(木)	武雄市文化会館 (武雄市武雄町武雄5538-1)
唐津会場	11月11日(月)	高齢者ふれあい会館りふれ (唐津市ニタ子3-155-4)
鳥栖会場	11月14日(木)	サンメッセ鳥栖 (鳥栖市本鳥栖町1819)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員 佐賀・武雄…**50名** 鳥栖・唐津…**30名**
(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)
受講決定者の方には開催日2週間前から順次、案内のハガキをお送り致します。

対 象 者 社会保険事務担当者の方

参 加 料 **会員事業所は無料**
(但し、非会員事業所及び2019年度会費未納事業所は資料代として3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法 下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

**お申込み
お問合せ** 一般財団法人 佐賀県社会保険協会 〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階
TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377

〈キリトリ線〉

社会保険事務講習会 参加申込書



整 理 番 号				宛名シールの左下の番号。 おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	『出産・育児・介護に関する講習』 (佐 賀 ・ 武 雄 ・ 唐 津 ・ 鳥 栖) 会 場 2019年 月 日 ()			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒 事業所電話番号 () -			
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

2019年4月から 働き方改革関連法が順次施行されています！

重点事項

1 アルバイトを雇うとき、書面による労働条件の明示が必要です！

雇いはじめてから、「最初の話と違う」といったトラブルが起こらないように、会社から労働条件通知書などの書面を交付し、労働条件をしっかりと明示する必要があります。特に次の6項目については必ず書面で明示しなければなりません。なお、労働者が希望した場合には、メール、FAX等（印刷できるもの）による明示も可能です。

- ① 契約はいつまでか（労働契約の期間に関すること）
- ② 契約期間の定めがある契約を更新するときのきまり（更新があるか、更新する場合の判断のしかたなど）
- ③ どこでどんな仕事をするのか（仕事をする場所、仕事の内容）
- ④ 勤務時間や休みはどうなっているのか（仕事のはじめとおわりの時刻、残業の有無、休憩時間、休日・休暇、交替制勤務のローテーションなど）
- ⑤ バイト代（賃金）はどのように支払われるのか（バイト代の決め方、計算と支払いの方法、支払日）
※ バイト代などの賃金は都道府県ごとに「最低賃金」が定められており、これを下まわることはいけません。
また、高校生アルバイトや雇入れ後の研修期間中も、最低賃金額以上の賃金を支払う必要があります。
- ⑥ 辞めるときのきまり（退職・解雇に関すること）

2 学業とアルバイトが両立できるような勤務時間のシフトを適切に設定しましょう！

大学生等に対するアルバイトに関する意識調査（平成27年厚生労働省実施）では、大学生等から「試験の準備期間や試験期間中に休めなかったり、授業に出られないほどのシフトを入れられた、または変更された」といった回答がありました。本来、学生は学業が本分であり、学業とアルバイトが適切な形で両立できる環境を整えるよう配慮する必要があります。

また、採用時に合意したシフトの変更などの労働契約の内容の変更については、労働契約法第8条により労働者と使用者の合意が必要であり、使用者が一方的に急なシフト変更を命じることはできません。

3 学生アルバイトの労働時間を適切に把握する必要があります！

アルバイトについて、労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録する必要があります。

就業を命じられた業務に必要な準備や片づけの時間、参加することが業務上義務づけられている研修・教育訓練を受講していた時間も労働時間となります。

また、原則として労働時間の端数は1分でも切り捨てることはできません。

さらに、アルバイトにも残業手当の支払いが必要です。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドラインについては厚生労働省ホームページをご確認ください。

http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouzikan/070614-2.html

4 商品を強制的に購入させることはできません。また、一方的にその代金を賃金から控除することもできません。

アルバイトが希望していないのに、商品を強制的に購入させることはできません。また、アルバイト本人が希望して商品を購入した場合でも、賃金から、労使協定なしに一方的に商品代金を差し引くことは、労働基準法に抵触します。

5 アルバイトの遅刻や欠勤等に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることや労働基準法に違反する減給制裁はできません。

アルバイトが遅刻や欠勤などによる労働契約の不履行や不法行為に対して、あらかじめ損害賠償額等を定めることはできません。

遅刻を繰り返すなどにより職場の秩序を乱すなどの規律違反をしたことへの制裁として、就業規則に基づいて、本来受けるべき賃金の一部を減額する場合であっても無制限に減給することはできません。1回の減給金額は平均賃金の1日分の半額を超えてはなりません。また、複数にわたって規律違反をしたとしても、減給の総額が一賃金支払期における金額（月給制なら月給の金額）の10分の1以下でなくてはなりません。

令和元年 12月 年金相談窓口開設カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
1	2 年金事務所 延長相談 19時まで	3 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	4 多久市役所 (予約)	5	6 伊万里市役所 (予約)	7
8	9 年金事務所 延長相談 19時まで	10 基山町役場 (予約)	11 有田町役場 (東庁舎) (予約)	12	13 伊万里市役所 (予約)	14 年金事務所 休日相談日 (予約)
15	16 年金事務所 延長相談 19時まで	17 鹿島市役所 第2庁舎 (予約)	18 多久市役所 (予約)	19	20 伊万里市役所 (予約)	21
22	23 年金事務所 延長相談 19時まで	24 基山町役場 (予約)	25	26	27 伊万里市役所 (予約)	28
29	30	31				

年金事務所受付時間：平日(月曜～金曜)の午前8時30分から午後5時15分まで

年金相談の
時間延長

週初めの開所日
17:15～19:00

年金事務所
休日相談日

県内年金事務所の休日相談日
受付時間 9:30～16:00

出張相談【予約制】

出張相談所	開設日・相談時間	予約申込先
多久市役所	第1・3水曜日 10:00～16:00	佐賀年金事務所 0952-33-6360
基山町役場	第2・4火曜日 10:00～16:00	
伊万里市役所	毎週金曜日 9:30～15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市役所第2庁舎	第1・3火曜日 10:00～16:00	武雄年金事務所 0954-23-0121
有田町役場 東庁舎	第2水曜日 10:00～15:00	武雄年金事務所 0954-23-0121

※いずれの日も12:00～13:00の時間帯は除きます。
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております
ので、希望される日の前日まで(武雄年金事務所については
前日の午前中まで)にお申込みください。

予約申込先

- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-33-6360
- 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
- 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖(オフィス)でも平日の相談を行っています。
受付時間は8:30～17:15です。相談は予約制です。
相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。



一般的な年金相談に関するお問い合わせは

「ねんきんダイヤル」

☎0570-05-1165

(ナビダイヤル)へ!

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6700-1165 (一般電話)
にお電話ください。

お問い合わせの際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

受付時間：月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7:00まで相談をお受けします。

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

※月曜日など休日明けやお客様のお手元に通知が届いた直後(5日程度)は、電話がつながりにくくなっております。週の後半と月の後半はつながりやすくっておりますので、どうぞご利用ください。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は、全国どこからでも市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「03-6700-1165」「03-6630-2525」「03-6837-2913」「03-6631-7521」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いにはご注意ください。

一般的な年金の加入に関するお問い合わせは

「ねんきん加入者ダイヤル」

・国民年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-003-004

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6630-2525 (一般電話)

・事業所・厚生年金加入者向け(ナビダイヤル)

☎0570-007-123

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6837-2913 (一般電話)

受付時間：月～金曜日 午前8:30～午後7:00

第2土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

年金受給についての来訪相談予約

「予約受付専用電話」

年金事務所・街角の年金相談センター(オフィス)での相談予約を受付します。

☎0570-05-4890 (ナビダイヤル)

050で始まる電話でおかけになる場合は

☎03-6631-7521 (一般電話)

受付時間：月～金曜日(平日) 午前8:30～午後5:15

※土・日・祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

予約相談希望日の1か月前から前日まで受け付けています。

ご連絡の際は、基礎年金番号の分かる年金手帳や年金証書をご準備ください。



マイナンバーの利用拡大が目前に迫っているということで、マイナンバーカード作成にチャレンジしました。
佐賀市の場合、申請書に貼付する写真の無料撮影キャンペーン中ということなので早速市役所窓口にて。
総合案内横の発券機で整理番号を取り待つこと2分、申請窓口と呼ばれマイナンバー通知書と運転免許証を提示すると、間もなく申請書に必要事項が印字された用紙に署名を求められ、その場で写真撮影、これまで所要時間約10分で申請手続き終了。カードができるまで1か月ほどかかるということでした。因みに、印鑑不要、全て無料で手続きできました。

年明けくらいからは申請窓口の混雑が予想されますので早めの申請手続きをお勧めします。(山)